

答 申

第1 審査会の結論

山形県警察本部長の判断は妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 審査請求人は、平成22年11月30日、山形県情報公開条例（平成9年12月県条例第58号。以下「条例」という。）第4条第1項の規定により、山形県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、下記の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

平成22年9月山形県警察の「会計処理に関する自主調査結果報告書」に関し、

- (1) 「預け金」と判断された支出についての「県警察の支出関係書類」
- (2) 「差替え」と判断された支出についての「県警察の支出関係書類」
- (3) 「預け金」により取得した備品にかかる備品登録手続きに関する文書
- (4) 「差替え」により取得した備品にかかる備品登録手続きに関する文書
- (5) 管理職員の負担額を336万円と算出した根拠資料及び算出経過を記録した文書
- (6) 管理職員の負担額を決定した決裁文書
- (7) 管理職員に対し負担を求めた通知文書控え
- (8) 預け金並びに差替えについて、納入された物品等（実際に）がわかる関係書類

2 実施機関は、本件開示請求に対応する公文書として、

- ・ 預け金及び差替えに該当する支出に係る支出票、支出伺兼支出票、支出負担行為決議書及び支出決定決議書（以下「文書1」という。）
- ・ 預け金及び差替えに該当する支出に係る支出票、支出伺兼支出票、支出負担行為決議書及び支出決定決議書の添付書類（市販の請求書を使用しているものを除く。）（以下「文書2」という。）
- ・ 預け金及び差替えに該当する支出に係る支出票及び支出伺兼支出票の添付書類（市販の請求書を使用しているものに限る。）（以下「文書3」という。）
- ・ 預け金及び差替えにより取得した備品に係る物品登録調書及び物品登録内容変

更調書（以下「文書4」という。）

- ・ 職員による負担額計算表及びその算出根拠資料
- ・ 会計経理に関する自主調査に伴う返還金について（決裁文書）（以下「文書6」という。）
- ・ 管理職員（退職者等を含む。）に対して負担を求めた通知文書の控え（以下「文書7」という。）
- ・ 不突合整理表（業者別・所属別）（以下「文書8」という。）

の文書（以下「本件公文書」という。）を特定したうえで、以下に掲げる「(1) 開示をしない部分」を除いて公文書を開示する旨の決定（以下「本件処分」という。）を行い、「(2) 開示をしない理由」を付して、平成23年1月7日付け広(情)第17-2号公文書一部開示決定通知書により、同日、審査請求人に通知した。

(1) 開示をしない部分

ア 文書1、文書4及び文書6に記載されている警察職員の氏名及び印影（警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職にあるものに限る。）（以下「警察職員氏名等情報」という。）

イ 文書1に記載されている担当者及び証明者の職名、氏名及び印影（以下「担当者等情報」という。）

ウ 文書1に記載されている債権者及び債主に関する記載欄（支払方法を除く。）

エ 文書2の全部

オ 文書3に記載されている業者の住所、名称、代表者の氏名、印影及び金融機関口座

カ 文書4に記載されている取得先である業者名

キ 文書6及び文書7に記載されている警察電話の内線番号

ク 文書8に記載されている業者名

(2) 開示をしない理由

(1)のア及びイについては、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るため、条例第6条第1項第2号に該当する。

(1)のウ、オ、カ及びクについては、開示をすることにより、法人等の正当な利益を害する等のおそれがあるため、条例第6条第1項第3号に該当するとともに、今後の法人等との契約事務の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第6条第1項第6号に該当する。

(1)のエについては、開示をすることにより、法人等の正当な利益を害する等

のおそれがあるため、条例第6条第1項第3号に該当するとともに、今後の法人等との契約事務の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第6条第1項第6号に該当する。また、業者担当者及び証明者である警察職員の個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るため、条例第6条第1項第2号に該当する。

(1)のキについては、開示をすることにより、警察電話による連絡事務の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第6条第1項第6号に該当する。

3 審査請求人は、本件処分を不服として、平成23年3月4日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、山形県公安委員会に対し審査請求を行った。

4 平成23年4月7日、山形県公安委員会は、条例第11条の規定により、山形県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して、当該審査請求に係る諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書、意見書及び口頭意見陳述において主張している審査請求の理由は、概ね次のとおりである。

(1) 警察職員氏名等情報について

警察職員氏名等情報が条例第6条第1項第2号口括弧書、山形県情報公開条例施行規則（平成10年3月県規則第14号。以下「施行規則」という。）第5条第1項に該当するか否かについて、審査請求人は判断できない。審査会において実施機関から職員名簿等を提出させ、本件文書につきインカメラ審査を行うなどして、条例及び施行規則に該当するか否かを適切に検証してもらいたい。

(2) 担当者等情報について

県警の支出票等の歳出関係公文書に記載された担当者等情報の記載について、該当職員が調査対象となったという事後的な事情により記載の性質が変化する

はずもなく、公務員の職務遂行情報であることに変わりはなく、条例第6条第1項第2号ロにより公開の可否を判断すべきものである。調査対象となったから他人に知られたくないプライバシー情報になり、職務遂行情報でなくなるという実施機関の主張は明らかに誤っている。

(3) 支出票に添付された請求書の業者担当者の氏名及び印影について

本件が預け金、差替えという違法行為に関する文書であることからすると、業者担当者の氏名なども実在せず、不開示とした情報が個人情報でない可能性もある。審査会において厳正に検証することを期待する。

(4) 業者の住所、名称、代表者の氏名、印影、金融機関口座その他業者が特定される情報（以下「業者情報」という。）について

実施機関は「業者の正当な権利利益は保護されるべきもの」「業者情報は、条例第6条第1項第3号に該当する」と主張する。しかし、預け金または差替えは、業者が積極的に警察の不正経理に協力しないと不可能な手口である。確かに業者は、警察に対し弱い立場にあり、警察から不正経理への協力を頼まればこれを拒否するのは困難かもしれない。そうであっても、業者が自ら協力したことであることは事実であり、業者も積極的に弁明すべき義務があり、いわば県警と共犯なのであって、本件について「正当な権利利益」があるとはいえない。

業者独自様式の請求書について、その全体が非公開とされたが、仮に業者情報について非公開事由があるとしても、品名、単価、数量、金額などの記載部分を公開しても業者が特定されるとは思われず、請求書全体を非公開とする理由は存在しない。

また、実施機関は「会計経理に関する自主調査は、「業者名を公表しない」「業者に対して迷惑をかけない」ということを条件として、業者から帳簿等の提出の協力をいただき、実施したところである。したがって、業者情報については、今後の当該業者との契約事務の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第6条第1項第6号に該当する」と主張する。

本件において、業者は預け金・差替えなど違法な支出を幫助したにもかかわらず、今後も山形県警察（以下、「県警察」という。）と契約事務を継続すること自体が不適正であって、「適正な実施」とは業者との契約を行わないことではなければならない、公開が支障を及ぼすことになることはない。

さらに、本件は、業者の帳簿の公開ではなく、実施機関の作成した公文書の公開であり、しかも、この文書は「業者名を公表しない」等の条件付きで作成

されたものでもない。したがって、実施機関の主張は前提を誤っており、非公開理由にはならない。

(5) 警察電話の内線番号について

実施機関が主張するように、一般回線とは全く別の専用回線で運用されている警察専用の内線番号であるなら、一般人が当該専用回線を用いることは不可能であり、嫌がらせの架電などは物理的に不可能であって、内線番号を開示しても警察業務に支障を及ぼすおそれはない。そもそも、退職した者に対するお願い文書に内線番号を記載しており、警察内部だけに秘匿する理由がないことを示しているのであり、非公開にする理由はない。

(6) その他

実施機関が本当に説明責任を全うする意思があるなら、条例上の最低限の公開を渋々行うのではなく、警部補以下の職員や業者に対しても事情を十二分に説明し、情報公開について同意を得て、条例上当然に公開すべきことだけでなく、より積極的に真実を明らかにする責務があるというべきである。

今回の不正経理問題と同種事件の再発防止のためには徹底した情報公開が必要で、関与した職員や業者名が公開されることによって今後の同種事件の再発に対する絶大な抑止力になると考えている。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が、理由説明書及び口頭意見陳述において主張している本件処分の理由は、概ね次のとおりである。

1 本件公文書について

県警察では、平成22年3月、取引業者の帳簿等に不適正な経理処理の疑いを示す記載があることを把握したことから、不適正な経理処理の実態を明らかにし、会計経理に関する説明責任を全うする観点から、物品購入に関連する業者との契約に関して調査を行い、その結果を「会計経理に関する自主調査結果報告書」に取りまとめ、平成22年9月28日、これを公表した。

本件開示請求に係る公文書は、上記調査結果に関するものである。

2 不開示情報の該当性について

(1) 条例第6条第1項第2号該当性について

ア 警察職員氏名等情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであることから、条例第6条第1項第2号本文に

該当するが、開示をすることにより、当該警察職員の権利を不当に侵害し、又は生活に不当に影響を与えるおそれがあるものとして施行規則で定める警察職員の氏名に関する情報であることから、同号ただし書のいずれにも該当しないため、同号に該当する。

イ 担当者等情報は、取引業者へ物品等の発注を行った担当者及び業者から納品等が行われたことを証明した職員に係るものである。

本件処分では支出票等を作成した所属名を開示しており、担当者等情報については、職名、氏名及び印影が一体として特定の個人を識別する情報となっている。文書1は預け金及び差替えに該当する支出票等に限定されていることから、担当者等情報は、預け金及び差替えに該当する支出に係る発注担当者及び納品等証明者である職員（不適正な経理処理により処分を受けた職員を含む。）が誰であるかを示している。

したがって、担当者等情報は、個人に関する情報であって、不適正な経理処理により処分を受け、又は処分を受けるに至らなくても不適正な経理処理に関与した疑いがあるとして調査の対象となった職員を識別するものであり、条例第6条第1項第2号本文に該当する。

上記のとおり担当者等情報は、不適正な経理処理により処分を受けるなどした職員を特定するものとなっている。これらは通常他人に知られたくない個人の資質、名誉に直接関わる情報であり、公務員等の職員としての身分取扱いに係る情報などに該当するため同号ただし書口に規定する公務員の職務の遂行に係る情報には該当しない。審査請求人は、会計経理に関する自主調査により事後的に記載の性質が変化するはずもないと主張するが、本件公文書が預け金及び差替えに該当する文書に限定されたことに伴って不開示情報に該当することとなったものである。

県警察は不適正な経理処理事案の関係職員の処分について公表しているが、担当者等情報は公表していないことから、同号ただし書イにも該当しない。

また、同号ただし書ハ及びニにも該当しないため、同号に該当する。

ウ 支出票等に添付された請求書の業者担当者の氏名及び印影は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであり、条例第6条第1項第2号本文に該当するものであるところ、同号ただし書のいずれにも該当しないため、同号に該当する。

(2) 条例第6条第1項第3号該当性について

ア 文書1、文書2、文書3、文書4及び文書8は、預け金及び差替えに該当

する文書に限定して特定されたことから、これらの文書に記載された業者情報については、開示をすることにより、当該業者が預け金又は差替えに関与していたことが明らかになり、当該業者がこれに自ら協力したとの誤解を招いたり、その関与について積極的に弁明しなければならない立場に立たされるおそれがある。

これらの業者は、結果として預け金又は差替えに関与していたことは事実ではあるが、その原因は県警察の不適正な経理処理にあるのであり、業者の正当な権利利益は保護されるべきものである。

したがって、業者情報については、開示をすることにより、業者の責に帰せない風評等で当該業者の社会的評価又は社会的活動の自由が不当に損なわれるおそれがあるため、条例第6条第1項第3号に該当する。

イ 本件公文書中の、市販の様式とは異なる業者作成の独自様式の請求書及び見積書については、様式の大きさ、形状、配置等が業者ごとに異なっていることから、開示をすることにより、通常配付されている請求書など別に有する情報と個々に照合すれば当該業者が特定されることになるため、様式中の記載を含め、請求書等の全体を条例第6条第1項第3号に該当するとして不開示としたものである。品名、単価、数量、金額等の情報から業者が特定されるために不開示としたと主張するものではない。

(3) 条例第6条第1項第6号該当性について

ア 県警察による会計経理に関する自主調査は、「業者名を公表しない」「業者に対して迷惑をかけない」ということを条件として、業者から帳簿等の提出の協力をいただき、実施したところである。

したがって、文書1、文書2、文書3、文書4及び文書8に記載された業者情報については、実施機関が作成した公文書に記載された情報であっても、開示をすることにより、業者との信頼関係や協力関係が失われることは明らかであり、今後の当該業者との契約事務の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第6条第1項第6号に該当する。

業者が当該業者作成に係る独自様式の請求書及び見積書を使用している場合にあって、(2)イで述べたとおり、開示をすることにより、当該業者が特定されることから、様式を含めてその全体を同号に該当するとして不開示としたものである。

イ 文書6及び文書7に記載された警察電話の内線番号は、警察内部における連絡手段として一般回線とは全く別の専用回線で運用されている警察専用の

内線番号である。

警察電話は、通常業務における必要な連絡はもちろん、突発事案への対応等あらゆる警察事象に即応するため、常に適正な通信を確保する必要がある。

警察活動においては外部連絡も必要であるため、一般回線電話は警察代表電話番号が付与された電話交換機を経由して警察電話と接続されており、一般の方は電話交換手を介して警察電話の内線電話機と通話することができる。

警察電話の内線番号を警察外の関係者に知らせる場合は、必要に応じて個別に通知しているものであり、不特定多数の者への公表を前提としているものではない。

警察電話の内線番号は、開示をすることにより、不特定多数の者に内線番号を知らしめることとなり、特定の意図を持った者から警察業務の業務妨害の目的として嫌がらせの架電を受けるなど業務の停滞に繋がり、通常業務における必要な連絡や突発事案への対応等が遅れることによって、警察業務に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第6条第1項第6号に該当する。

(4) その他

本件公文書について、説明責任を全うする観点から、可能な限り開示すべく検討した上、条例の規定に基づく不開示情報のみを除いて開示したものである。

第5 審査会の判断

1 本件開示請求に係る文書について

県警察は、平成22年3月に、取引業者の帳簿等に不適正な経理処理の疑いを示す記載があることを把握したことから、警察本部内に設置した調査チームが、物品購入に関連する業者との契約に関して調査を行い、その結果を「会計経理に関する自主調査結果報告書」に取りまとめて平成22年9月に公表した。県警察は、当該調査の結果に基づき、物品登録調書（備品を購入した場合等に作成し物品管理者の所属が保管する文書）を新規作成又は内容変更している（平成22年11月）。また、不適正な経理処理により県及び国に与えた損失額を返還するとして、負担額を算出し、警察職員及び退職者等に返還金負担の依頼文書を発出している。

本件開示請求に係る文書は、調査に係る一連の文書のうち、「預け金」「差替え」と判断された支出関係書類、備品登録手続関係書類及び納入物品がわかる書類並びに返還負担額の算出根拠資料、返還金負担依頼文書及び起案文書である。

2 本件事案の審査について

審査請求人は、「説明責任を全うする意思があるなら、警部補以下の職員や業者に対して事情を説明し同意を得て、条例上公開すべきことだけでなく、積極的に真実を明らかにする責務があるというべきである」「今回の不正経理問題と同種事件の再発防止のためには徹底した情報公開が必要で、関与した職員や業者名が公開されることによって絶大な抑止力になる」旨の主張を述べている。

しかし、当審査会は、本件公文書に記載されている情報の開示、不開示の決定が適切なものであるかを条例等に基づいて検討する機関であるため、審査請求人及び実施機関双方から意見を聴取するとともに、インカメラ審理を実施し、不開示とされた情報が条例の不開示条項に該当するかについて検討を行った。

3 条例第6条第1項第2号該当性について

条例第6条第1項第2号本文は、「個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、若しくは他の情報と照合することにより識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、開示をすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報とすると規定している。

また、条例は同号ただし書において、同号本文に該当するとしても例外的に開示できる情報を定めている。これは、個人に関する情報は不開示の扱いとする原則のもとで、一般的に当該個人の利益保護の観点から不開示とする必要のないもの及び保護利益を考慮しても開示する必要性の認められるものについて、個別具体的に明確化したうえで、例外的に不開示情報から除くこととしたものである。

同号ただし書口において「公務員等の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職、氏名及び職務の遂行の内容に関する情報（開示をすることにより、当該公務員等の権利を不当に侵害し、又は生活に不当に影響を与えるおそれがある場合の当該氏名に関する情報及びそのおそれがあるものとして規則で定める警察職員の氏名に関する情報を除く。）」と規定されており、施行規則第5条第1項において「警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職にある者」と規定されている。

以下、実施機関が同号に該当するとして不開示とした情報について、同号該当性を検討する。

(1) 担当者等情報について

実施機関は、担当者等情報が記載されている文書中の所属名について開示していることから、担当者等情報のうち、職名、氏名又は印影を開示することにより、特定の所属に在籍する特定の個人が識別され、又は識別され得るもので

あることが認められる。したがって、担当者等情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであることから、条例第6条第1項第2号本文に該当すると認められる。

以下、同号ただし書の該当性について検討する。

同号ただし書口に規定されている「職務の遂行に係る情報」とは、公務員が行政機関としてその担任する事務を遂行する場合におけるその情報をいい、公務員等の職員としての身分取扱いに係る情報などは、当該公務員等の職務遂行に係る情報には含まれないものと解される。職員に対する処分の事実、また、処分に至らなくとも、不適正な経理処理に関与していたとの疑いにより調査対象となった事実については、職員としての身分取扱いに係る情報などにあたり、その個人の資質や名誉に関わる当該個人固有の情報であると認められることから、職務遂行に係る情報には含まれないと考えられる。

本件開示請求の対象が預け金及び差替えに該当する文書に限られていたことから、本件公文書中の支出関係書類は不適正な経理処理に関する文書のみが特定されており、当該書類に記載された担当者等情報は、不適正な経理処理に関与したとして処分の対象となったか、又は処分を受けるに至らなくとも不適正な経理処理に関与した疑いがあるとして調査の対象となった職員が識別できる情報であると認められる。

一般に、実施機関が作成する支出関係書類に記載された公務員の氏名等の情報は、同号ただし書口に規定される職務の遂行に係る情報に該当すると考えられる。しかし、上記のとおり、本件公文書の特定経緯を踏まえると、担当者等情報は職員個人の固有の情報であるため、職務の遂行に係る情報には含まれないと認められる。

これらのことから、担当者等情報は、処分対象となった職員等が識別され得る当該職員固有の情報であって、同号ただし書口に規定される職務の遂行に係る情報に含まれないことから、同号ただし書口に該当しないと認められる。また、処分を受けた警察職員の氏名等が公にされるという一般的事実も認められないため同号ただし書イにも該当せず、同号ただし書ハ及びニにも該当しないと認められる。

(2) 警察職員氏名等情報について

警察職員の氏名及び印影は、担当者等情報と同様に、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであることから、条例第6条第1項第2号本文に該当する。

審査会においてインカメラ審理を実施し、本件公文書中の警察職員の氏名等を見分したところ、実施機関の説明及び不開示とされた情報について施行規則第5条第1項の規定に整合しない点は認められないため同号ただし書口には該当せず、同号ただし書イ、ハ及びニにも該当しないと認められることから、警察職員氏名等情報を不開示とした実施機関の判断は妥当であると考えられる。

(3) 業者担当者の氏名及び印影について

審査会においてインカメラ審理を実施し、本件公文書中の業者担当者の氏名及び印影を見分したところ、実施機関の説明及び不開示とされた情報について不合理、不自然な点は認められないため、当該情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであることから、条例第6条第1項第2号本文に該当すると考えられるとともに、同号ただし書のイからニのいずれにも該当しないと認められる。

4 条例第6条第1項第3号該当性について

条例第6条第1項第3号は、「開示をすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがある情報」を不開示情報とすると規定している。

以下、実施機関が同号に該当するとして不開示とした情報について、同号該当性を検討する。

(1) 業者情報について

審査請求人は、業者は預け金又は差替えなどの不正経理に協力したものであり、業者も弁明すべき義務があり、本件について不開示とする正当な権利利益があるとはいえない旨主張している。

審査請求人が主張するとおり、県警察が不適正な経理処理を行うには、業者の協力が必要であると認められるところ、同じく審査請求人が言及するとおり、物品等の発注元である県警察から不適正な経理処理への協力を依頼されれば、これを拒否することは容易ではないと考えられる。一方、業者情報を開示すれば、預け金又は差替えに関与した業者が明らかになり、当該業者の社会的評価又は社会的活動の自由が損なわれるおそれがあることは否定できないものである。県警察の不適正な経理処理を原因として業者が受動的に預け金又は差替えに関与するに至ったものであれば、業者情報を開示することで損なわれるおそれのある当該業者の権利利益を、条例上保護されるべき正当なものでないといえることはできないと認められる。

なお、3(1)で述べたとおり本件公文書中の支出関係書類は不適正な経理処理に関する文書のみが抽出されているが、支出関係書類のうちいずれが不適正な経理処理に関するものであるかは、県警察が行った自主調査に対して、業者から任意の協力が得られたために把握できたものであると考えられる。当該調査は業者名を公表しないことなどを条件として協力依頼されているが、当該条件を付さずに協力を求めた場合には、不適正な経理処理への関与が公になることで不利益を被ることをおそれた業者からの協力を得られず、実効ある調査ができなかったとも考えられる。よって当該条件を付したことが不合理であるとまではいえず、当該条件の下に業者が任意に調査協力しているのであるから、調査により把握された不適正な経理処理に関与した業者が特定され得る情報について、不開示とする正当な権利利益がなく開示をするべきであるとまではいえないと考えられる。

これらのことから、業者情報が条例第6条第1項第3号に該当するとした実施機関の判断は妥当であると考えられる。

(2) 請求書（独自様式のもの）について

審査会においてインカメラ審理を実施し、本件公文書を見分したところ、業者が作成したものと考えられる独自様式の請求書は、項目や罫線、金額の記載場所等が互いに異なっていることが認められた。したがって、他の情報と組み合わせることにより業者を識別することが可能になる旨の実施機関の主張を妥当でないとすることはできず、既に4(1)で述べたとおり業者情報は条例第6条第1項第3号に該当し、不開示とするべきであると認められるため、業者名が識別され得る独自様式の請求書について全部不開示とした実施機関の判断は妥当であると考えられる。

5 条例第6条第1項第6号該当性について

条例第6条第1項第6号本文は、「県の事務又は事業に関する情報であって、開示をすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務若しくは事業又は将来の同種の事務若しくは事業の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報とすると規定している。これは、県の事務・事業の適正な実施を確保する観点から、これに支障を及ぼすおそれがあるものについて不開示情報とすることとし、その要件を定めたものである。

実施機関が、同項第6号に該当すると主張した業者情報については、既に4(1)及び(2)において同項第3号該当性を判断しているところであり、当該情報につい

ては同項第6号の該当性を論ずるまでもなく不開示とすべき情報である。

以下、実施機関が同項第6号に該当すると主張した不開示部分のうち、警察電話の内線番号の同号該当性について検討する。

実施機関は、警察電話の内線番号について、警察内部における連絡手段として一般回線とは全く別の専用回線で運用されていると説明しているため、審査会においてその内容を確認した。そのうえで、さらに警察電話の運用について具体的に聴取し、警察電話は警察本部と警察署間、本県警察と他県警察間など、全国警察内部の連絡・調整事務に使用されていること、山形県警察電話の運用に関する訓令（平成17年6月本部訓令第16号）の規定に基づき、内線番号が記載された警察電話番号簿の盗難及び紛失防止のために必要な措置が講じられていることなどの、警察電話による通信の運用と管理の状況の確認を行った。

その結果、警察業務は被疑者等からの反発や反感を招くおそれが高い業務であり、一般行政事務とは異なる警察業務の特異性に鑑み、警察電話の内線番号を公にすることによって、警察業務のかく乱を目的とする架電などにより、警察内部の連絡に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが生じることは否定できないと認められたところである。

審査請求人は、警察電話の内線番号を県警察の外部の者に伝えているため、不開示にする理由がない旨を主張するが、本件事案における県警察の外部の者とは、県警察から転出又は退職した元幹部職員に限られていることが認められ、警察外の関係者には必要に応じて内線番号を個別に通知とする実施機関の説明に不合理、不自然な点はなく、対象者を限って内線番号を伝えている事実をもって、条例に則って何人にも等しく公にされなければならない情報であるとまでいうことはできない。

これらのことから、警察電話の内線番号については、開示をすることにより警察業務の適正な運営に支障を及ぼすおそれがあり、同項第6号に該当すると認められる。

6 結論

以上の事実及び理由により、審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は別記のとおりである。

別 記

年 月 日	処 理 内 容
平成23年 4月 7日	諮問庁から諮問を受けた。
平成23年 4月 21日	諮問庁から公文書一部開示決定に係る理由説明書を受理した。
平成23年 5月 19日	審査請求人から意見書を受理した。
平成23年 6月 22日 (第18回審査会)	事案の概要説明を行った。
平成23年 8月 11日 (第19回審査会)	審査請求人及び実施機関から意見を聴取した。 事案の審議を行った。
平成23年 9月 7日 (第20回審査会)	事案の審議を行った。
平成23年10月18日 (第21回審査会)	事案の審議を行った。

山形県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

氏 名	役 職	備 考
水 上 進	弁護士	会長
伊 藤 三 之	弁護士	会長職務代理者
安 達 ひさ子	株式会社安達自動車ボデー製作所代表取締役	
和泉田 保 一	山形大学人文学部講師	
須 賀 まり子	人権擁護委員、山形市教育委員	